

電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議（第1回～第3回）意見概要（案）

（デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方関連）

1. 電子書籍の流通等に関する現状について

- 言論・出版の持続的な発展のためには、将来にわたって多様な出版物の発行を可能にするような環境の維持が前提。（平井氏（第3回））
- 日本の出版文化の維持、発展にとっては、無責任な業者の参入は防がれるべきであり、出版者が担ってきた知の拡大再生産の循環システムが重要。（片寄構成員（第3回））
- 我が国においても、地域間による出版物へのアクセス環境の違いは大きい。日本のどこにいても、同じように情報へのアクセスができるようになることが重要。（杉本構成員（第1回））
- 電子書籍の流通に係る検討にあたっては、ネットワーク環境の都心部と地方の差異について留意をした上で検討を進めることが重要。（別所構成員（第1回））
- 日本の電子書籍の製作、流通については、水平分業型のビジネスモデルが確立されており、ここまで電子書籍の製作、流通がシステム化されたところはない。（平井氏（第3回））
- 出版者は出版物について、企画からセールスの段階までトータルプロデュースを行うものである。こうした役割は出版者が中心となって担うべきもの。（平井氏（第3回））
- 電子書籍においては、ロングテール商品が増加し、各出版物における投資の回収期間が長くなる。したがって、出版ビジネスに対する長期的な視点が重要。（平井氏（第3回））
- 電子書籍の作製自体にかかるコストは紙の出版物と比較して高いものではなく、規模が大きくない出版者であっても市場参入は可能。（平井氏（第3回））
- 出版物の海賊版の流通を防ぐためには、正規のコンテンツ流通を増やすことが重要。（吉羽氏（第3回））

- 今後、電子書籍が市場において適切に流通していくためには、国民の著作権に関する意識を高めることが必要。(金原構成員(第1回))

2. デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方について

【総論】

- デジタル・ネットワーク社会における図書館の役割については、長期的な構想の下に、幅広い見地からの検討が必要。(瀬尾構成員(第1回))
- 一口に電子出版と言っても、紙の出版物をデジタル・アーカイブ化したものの利用と、今後、新たに電子出版され、市場に流通するコンテンツについては分けて考えることが必要。(糸賀構成員(第1回)、里中構成員(第1回))
- 文芸書と実用書の違いなど、種々の出版物のジャンルの違いに応じた電子書籍ビジネスの在り方が重要。(杉本構成員(第3回))
- 図書館が出版物の所蔵のみではなく、コンテンツ(知識)のプロバイダーとしての役割を更に積極的に担うことが必要。(湯浅氏(第2回))
- 既に市場では入手できなくなった出版物等については、遠隔地からそうした出版物を利用してもらうための図書館を活用した方策が必要。(田中構成員(第2回))
- 図書館はコンテンツの提供とともに、図書館の外部にある情報へのアクセス機会の提供についても行うことが必要。(糸賀構成員(第2回))
- 電子ジャーナルの配信サービスにおいては、利用者はそのサービスに係るライセンスのみを購入することになる。これは、図書館がコンテンツを管理しなくなるということであり、保存の観点からは課題が残る。(杉本構成員(第1回))

【図書館と著作者、出版者の関係について】

- 我が国における電子書籍の流通のためには、民間ビジネスの発展が重要であり、この発展を阻害しないような公共サービスの在り方が重要。(田中構成員(第1回))

- 国民への知的コンテンツ提供の1つである図書館サービスの実施にあたっては、国民の利便を図ることが重要であるとともに、出版物の作り手に対する適正な利益還元を図ることが重要。(金原構成員、里中構成員、常世田構成員 (いずれも第1回))
- 知的インフラとしての電子書籍に係る図書館サービスと民間ビジネスは競合関係にはならない部分もあるのではないかと。また、むしろ図書館によるサービスが新しい電子書籍市場を開くこともあるのではないかと。(牧野構成員 (第1回))
- 図書館の貸出サービスの提供が、必ずしも書店の売り上げに悪影響を与えるわけではない。(常世田構成員 (第1回))
- 学術関係の出版物など、これまで図書館がある程度の部数購入することで買い支えられていたものも存在する。(三田構成員 (第1回))
- 米国では出版者と図書館が個別に契約するなど民間との自由な契約システムの中で提供される図書館サービスも存在する。(糸賀構成員 (第1回))

【国会図書館が担う役割、提供するサービスについて】

- 知の資源に国民が広くアクセスできる環境の整備にあたっては、国会図書館は重要な役割を占める。(田中構成員 (第2回))
- 国会図書館の蔵書が我が国において最も大規模であるとともに、重要な知の集積であることは間違いなく、これを活用した種々のサービスが提供されるべき。(杉本構成員 (第1回))
- 市場に流通しておらず版元も保有していない出版物については、国会図書館が果たすべき役割は大きく、そうした出版物の中で文芸作品等の今後のビジネスによる利用等の可能性が低いと想定されるものについては、国会図書館が配信サービスを行うことも考えられるのではないかと。また、PD等であれば、無償提供もあり得るのではないかと。(金原構成員 (第1回))
- 電子アーカイブのデータを従来より行われている図書館間貸出のように国会図書館と公共図書館や大学図書館等との間で自由に転送(公衆送信)できるようにすることが重要。(田中構成員 (第2回))

- 国会図書館等が実施する配信サービスについては、報酬請求権的な仕組みとするのか、許諾を得る仕組みとするのかなど複数の選択肢について検討することが必要。(前田構成員(第1回))
- 本文検索が可能になるようなデジタルデータを国立国会図書館において整備することが重要。(田中構成員(第2回))
- 電子書籍へのアクセスのためには、本文検索とともに、電子書籍の目録データが重要となるとともに、電子書籍を合目的に区分・整理した目録等が重要となる。(小西構成員(第1回))

【公共図書館等が担う役割について】

- 図書館には、①社会教育機能の観点から、国民が無料でコンテンツを利用できるなど開かれた施設であるということと、②社会的な情報インフラとしての機能が求められる。こうした機能に係るコストは公共的な予算で担保することが必要。(常世田構成員(第1回))
- 出版物は知識情報の基盤として、市場性と公共性の両面からとらえられるべきものである。こうした視点からも出版界と図書館界が競合するのではなく、知識の基盤としてお互いに補完し合うような在り方が重要。(湯浅氏(第2回))
- 知の資産の有効活用という観点からは、公共図書館のみではなく、大学図書館や学校図書館の役割も重要。(糸賀構成員(第1回))
- 図書館が電子書籍を購入する場合は個人的な利用の場合と比較して価格設定をどのようにするのかという問題がある。(前田構成員(第1回))
- 電子書籍の購入は、サーバーへのアクセス権の購入となり、保存の観点からは課題が残る。こうした課題については、公共図書館が主体となって積極的に解決を図って行くことが必要(湯浅氏(第2回))。

(以上)